

アセスメント及びモニタリングに係る「特段の事情等」の取扱いについて

1.居宅介護支援事業におけるアセスメント及びモニタリングについて

アセスメントに当たっては、「利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き」、モニタリングに当たっては、「特段の事情」がない限り少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接することとなっています。

この場合の物理的な理由や特段の事情(以下、「特段の事情等」という。)については、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。

2.特段の事情の範囲

本市における特段の事情等に該当する事例は次のとおりとします。

- (1)利用者が緊急で入院、又は緊急で短期入所サービスを利用することになったために、利用者の居宅でモニタリングが出来なかった場合。
- (2)地震・風水害や火災などにより利用者の居宅が被災したために、利用者の居宅で面接することができなかった場合。
- (3)その他、物理的に居宅を訪問することが困難であると市が認める場合(下記による確認が必要)

3.特段の事情に係る内容確認

上記 2(1)及び(2)に該当する場合は、市への内容確認は不要であるが、アセスメントシート、モニタリングシート及び支援経過に特段の事情等に該当する旨とともに、アセスメントやモニタリングを実施した場所等を明記してください。なお、特にアセスメントについては、居宅サービス計画の原案を作成するに際し、特に必要とされるものであることを踏まえ、特段の事情等が解消された場合は、早急に居宅でのアセスメントを実施してください。

また、上記 2(3)については、下記のとおり内容確認を行うこととします。なお、本市に申出等がないまま、事業者自らが「特段の事情等」に該当すると判断していた場合において、市が「特段の事情等」に該当しないと判断した場合は、不適切な給付として返還を求めることがあります。

